

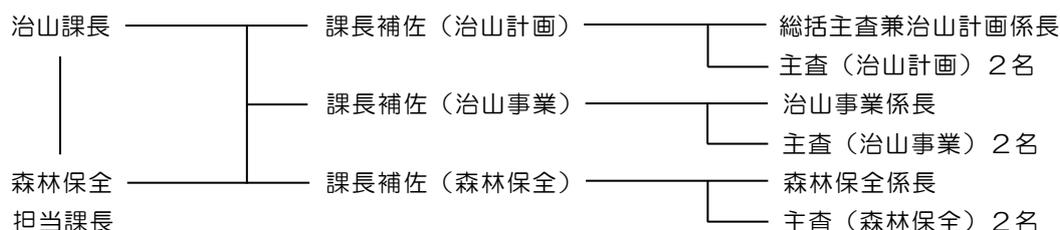
治山課

担当する事務

- 1 治山に関すること
- 2 防災林に関すること
- 3 保安林及び保安施設地区に関すること
- 4 森林に係る開発行為の規制に関すること

組織図

住 所 : 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎11階



(森林保全担当課長は森林保全係に属する事務の一部を担当)

施策

頁数	施策名	担当係	備考
96	1 治山事業費(公共)	治山計画係、治山事業係	予算
99	2 小規模治山事業費	治山事業係	//
100	3 山地災害危険箇所における初動対応の推進	治山計画係、治山事業係	他
100	4 治山施設情報の公開を通じた事前防災・減災対策の推進	治山計画係、治山事業係	//
101	5 治山事業における木材利用の推進	治山計画係、治山事業係	//
101	6 治山対策におけるドローンの更なる活用	治山計画係、治山事業係	//
102	7 防風保安林の整備推進に向けた整備手法の検討、普及	森林保全係	//
103	8 地域森林情報収集ネットワーク推進	森林保全係	//
104	9 治山パトロール事業費	治山計画係、治山事業係	予算
104	10 地すべり調査管理費	治山計画係、治山事業係	//
104	11 緊急治山事業費	治山計画係、治山事業係	//
104	12 治山施設災害復旧事業費	治山計画係、治山事業係	//
105	13 保安林整備管理事業費	森林保全係	//
105	14 森林総合保管理事業費	治山事業係、森林保全係	//
105	15 林地開発行為等施行費	森林保全係	//

※備考欄：予算事業である施策は「予算」、非予算事業、その他の取組である施策は「他」

治山事業費（公共）

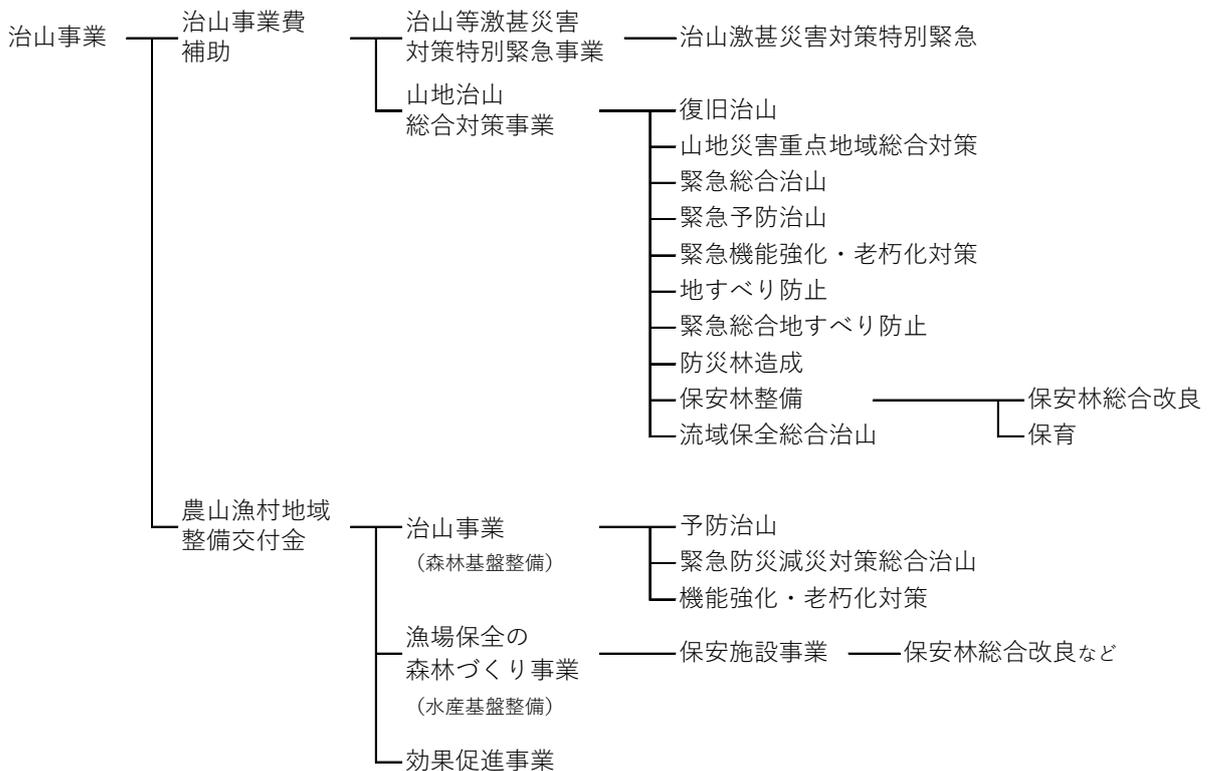
1 目的・概要等

山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに水源の涵養など、保安林機能の高度発揮を図るため、荒廃山地の復旧や崩壊の予防、保安林の維持管理等を行う。

2 事業内容

(1) 治山事業の体系

治山事業とは、森林法に基づく「保安施設事業」と地すべり等防止法に基づく「地すべり防止工事に関する事業」からなり、以下の事業で構成される



(2) 治山事業の計画

治山事業の計画は、荒廃溪流や崩壊地等の復旧・予防や水源の涵養など、保安林の有する公益的機能の維持増進などの事業目的を達成するよう、溪間工、山腹工、森林整備等を適切に組み合わせて策定する。



区分	公共国庫補助	予算額（千円）			国	道	その他
		年度	事業費補助金	農山漁村地域整備交付金			
実施主体	北海道	R6年度	治山事業費補助金	6,056,000	3,034,000	3,022,000	—
			農山漁村地域整備交付金	1,591,637	815,000	776,637	—
			計	7,647,637	3,849,000	3,798,637	—
実施年度	S23～	R5年度	治山事業費補助金	6,119,365	3,061,000	3,058,365	—
			農山漁村地域整備交付金	1,548,728	794,000	754,728	—
			計	7,668,093	3,855,000	3,813,093	—
負担区分	別記	担当課・係	治山課治山計画係、治山事業係（内線 28-663）				

※ 予算額に事務費・人件費を含まない。

別記1

事業名 治山事業費補助（継）治山等激甚災害対策特別緊急・山地治山総合対策					
区 分 公共国庫補助					
予算額（千円）		国	道	その他	
R6年度	6,056,000	3,034,000	3,022,000	—	
R5年度	6,119,365	3,061,000	3,058,365	—	
目 的	<p>山腹崩壊地や荒廃溪流等における災害の防止・軽減及び荒廃危険山地等における山地災害の未然防止を図る。</p> <p>また、なだれ・飛砂・潮風・強風、火山山麓部で発生する泥流・土石流などからの被害防止や津波による被害軽減を図るとともに、現況が著しく悪化した林況の復旧、保安林機能の維持・強化を図る。</p> <p>さらに、重要な水源地域において、荒廃森林や荒廃地等の復旧整備を総合的に行い水源涵養機能の強化と国土保全を図る。</p>				
	<p>事業内容</p> <p>○治山激甚災害対策特別緊急事業 激甚な災害が発生した地区において、災害関連緊急治山事業に引き続き、再度災害を防止するために一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に復旧整備を行う。</p> <p>○復旧治山事業 天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流等において、水源の涵養及び山地災害の防止のため、復旧整備に係る治山ダムや山腹工などを行う。</p> <p>○山地災害重点地域総合対策事業 山地災害危険地区の密集地において、航空レーザ計測による崩壊地、崩壊危険地の詳細な把握・分析や荒廃山地の復旧整備や崩壊等の予防のための治山ダム工や山腹工などを行う。</p> <p>○緊急総合治山事業 災害関連緊急治山事業の周辺地区等において、一定の計画に基づき、荒廃山地の復旧や崩壊等の予防のため、治山ダム工や山腹工などを行う。</p> <p>○緊急予防治山事業 集中豪雨等により山地災害の発生が特に懸念される山地災害危険地区において、地域における減災の取組と併せて、緊急的に荒廃危険山地の崩壊等の予防のための治山ダム工、山腹工などを行う。</p> <p>○緊急機能強化・老朽化対策事業 集中豪雨等により山地災害の発生が特に懸念される山地災害危険地区において、山地災害の未然防止等のため、緊急的に既存の治山施設の機能強化対策及び老朽化対策を行う。</p> <p>○地すべり防止事業 地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止区域内において、地すべりを誘発する地下水の排除等の対策工事を行う。</p> <p>○緊急総合地すべり防止事業 災害関連緊急地すべり防止事業の周辺地区等において、一定の計画に基づき、地すべり防止対策を行う。</p> <p>○防災林造成事業 積雪地帯におけるなだれの防止、風倒等により機能が失われた森林からの土砂流出等の防止、海岸地域における飛砂、潮風、高潮・津波等の被害防止や軽減、強風による被害防止のため、森林の造成・改良等を行う。</p> <p>○保安林整備事業 立木の過密化などによる林床植生の消滅による表土の流出や、水土保全機能の低下による表土の流出などを発生させ、又は発生させるおそれがある保安林の改良整備や複層林への誘導・造成を行う。</p> <p>また、治山事業施行地や水源地域の機能が低位な保安林の下刈や本数調整伐などを行う。</p> <p>○流域保全総合治山事業 流域保全上重要な水系の上流域において、水源涵養機能等の高度発揮を図るため、治山ダム工や山腹工と複層林への誘導・造成等を行う。</p>				
	実施主体	北海道			
	実施年度	S23～			
負担区分	国1/2、道1/2（火山地域国5.5/10、道4.5/10） 激甚災害対策特別緊急事業はすべて国5.5/10			担当係 治山計画係、治山事業係（内線28-663）	

別記2

事業名	農山漁村地域整備交付金（継）治山事業（森林基盤整備事業・水産基盤整備事業）				事業内容 ○予防治山事業 地域における減災の取組と併せて、緊急的に荒廃危険山地の崩壊等の予防のための治山ダム工、山腹工などを行う。 ○緊急防災減災対策総合治山事業 荒廃危険地等が集中している地域等において、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するための治山ダム工や山腹工など、総合的な治山対策を実施する。 ○機能強化・老朽化対策事業 山地災害の未然防止等のため、既存の治山施設の機能強化対策及び老朽化対策を行う。 ○漁場保全の森づくり事業 森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるため、治山ダム工や山腹工、森林の整備などを行う。
区分	公共国庫補助				
予算額（千円）	国	道	その他		
R6年度	1,591,637	815,000	776,637	—	
R5年度	1,548,728	794,000	754,728	—	
目的	森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。				
実施主体	北海道				
実施年度	S23～				
負担区分	国1/2、道1/2（山地域国5.5/10、道4.5/10）				
担当係	治山計画係、治山事業係（内線28-663）				

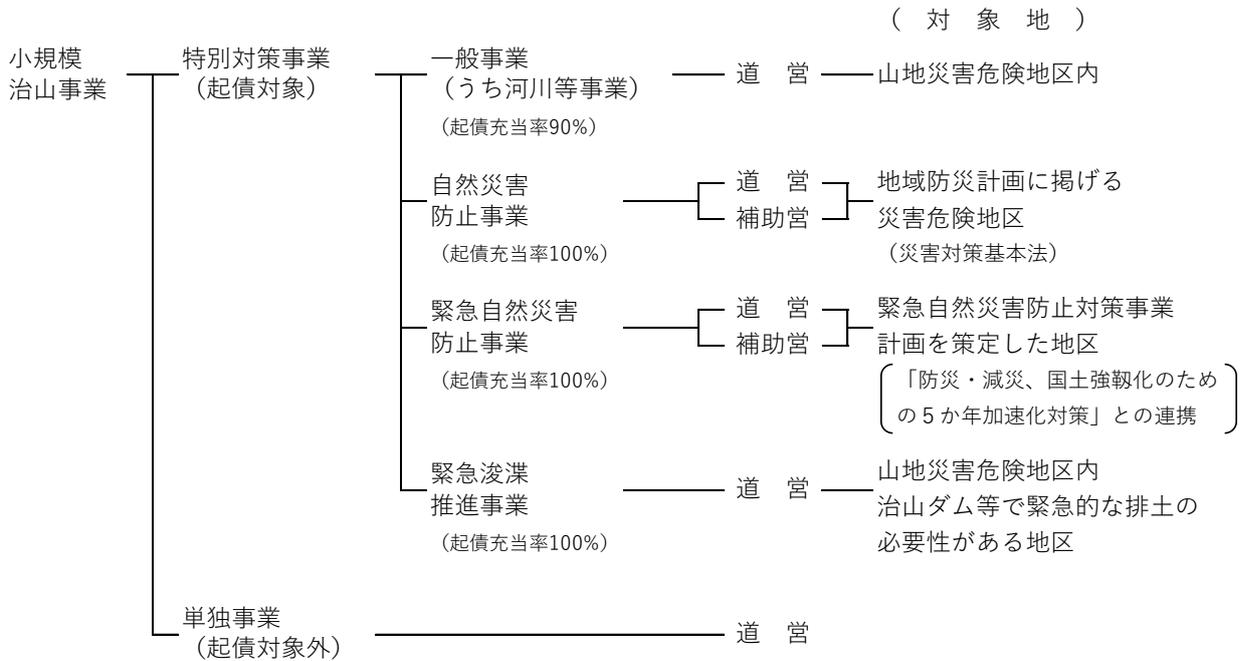
小規模治山事業費

1 目的・概要等

一般事業（うち河川等事業）及び自然災害防止事業の対象事業等で、国庫補助の対象とならない荒廃林地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事、治山施設災害復旧工事、並びに魚道等整備工事を実施し、国土の保全、民生の安定に資する。（一部は地域づくり総合交付金として実施）

2 事業の概要

(1) 小規模治山事業の体系



(2) 採択条件等

区 分	道営小規模治山事業	補助営小規模治山事業	採択しないもの
実施主体	北海道	市町村	ア 森林経営上の不当行為に起因するもの イ 鉱石又は土石の採取、捨土、土地造成等明らかに人為的な原因に基づくもの
事業費	規定なし	1,000万円以上 補助金額500万円以上	
対象地	保安林内	市町村の維持管理条例等で管理している林地	
保全対象	公共施設 農地2ha以上 重要な産業施設	人家 道路 農地2ha未満	
負担区分	道 10/10	道 1/2 市町村 1/2	

(3) 工事内容

山腹工事：小規模な崩壊箇所や崩壊の兆しがある箇所に施工する土留工、法切工等

溪間工事：溪流からの土砂流出を抑制するための治山ダム工、流路工等

森林整備：荒廃した林地を復旧するための植栽工、保育等

区 分	道単独	予算額 (千円)		国	道	その他
		R6年度	R5年度			
実施主体	北海道、市町村	1,596,384	1,596,384	—	1,596,384	—
実施年度	S37~	1,596,384	1,596,384	—	1,596,384	—
負担区分	上記「(2)採択条件等」のとおり	担当課・係		治山課治山事業係 (内線 28-669)		

※ 予算額に事務費・人件費を含まない。

山地災害危険箇所における初動対応の推進

1 目的・概要等

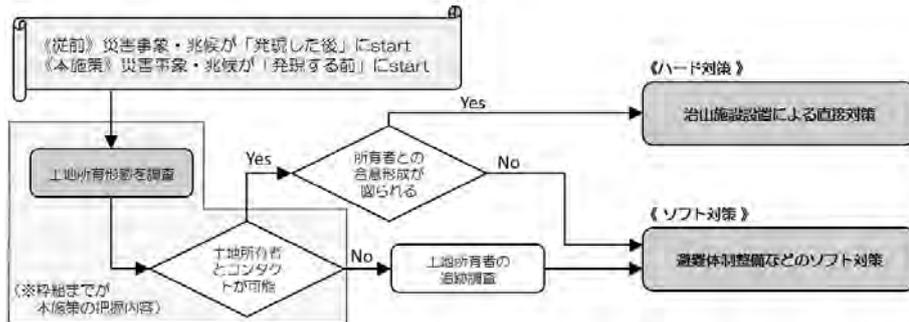
近年の気候変動等の影響により、山地災害が激甚化・頻発化する一方で、治山事業の実施に必要な地元の合意形成に時間を要し、迅速に対策が行えない場合があるため、迅速かつ効果的な山地災害対策の推進に向けて、防災対策未実施箇所の土地所有形態を事前に把握し、地元市町村と情報共有を図る。

2 取組内容

山地災害発生時の「初動対応」（状況調査、対処方法の検討）を迅速に実施するため、道が把握している山地災害危険地区のうち、危険度が最も高く、防災対策未実施[※]の箇所を対象として、山地災害発生時に対策を必要とする範囲の土地所有形態を把握（令和4～6年度）し、これらの情報を地元市町村と共有する。

※ 山地災害危険地区 Aランク対策未実施箇所：631箇所

3 取組イメージ



担当課・係 治山課治山計画係・治山事業係（内線28-669）

治山施設情報の公開を通じた事前防災・減災対策の推進

1 目的・概要等

近年の気候変動等の影響により、山地災害が激甚化・頻発化しており、過去に治山施設を整備した林地においても、山腹崩壊や流木被害など、新たな山地災害の発生が危惧される。

道がこれまでに整備管理してきた治山施設やその周辺林地の状況を常に把握することは困難であることから、治山施設の位置情報等をホームページ等で公開し、地域住民から寄せられる治山施設や林地の異常などの情報を元に迅速な治山対策に取組むなど、地域と連携した事前防災・減災対策を推進する。

2 取組内容

(1) 治山施設位置情報の電子化

治山施設情報をデータベース化し、施設に認識番号を付与するなど、容易な施設位置の把握。

(2) 治山施設位置情報のHP公開

山地災害危険地区情報と併せて公開。市町村へGISデータ提供。

(3) 効果的な周知・活用の検討・実施

HPの閲覧が難しい方に向けて、治山施設マップ（仮）の作成等、効率的な周知方法を検討・実施。

3 取組スケジュール

取組内容	R4	R5	R6	R7以降	備考
位置情報の電子化		→	→	→	随時更新 (新規施設等を随時反映)
道のHP上で公開			→	→	R6以降継続して実施
更なる周知方法の検討・実行			→	→	R6以降必要に応じて対応

※ 本施策： →

担当課・係 治山課治山計画係・治山事業係（内線28-663）

治山事業における木材利用の推進

1 目的・概要等

近年の異常気象等を鑑み、治山事業においても、森林造成等による CO₂ 吸収量の確保や、積極的な木材利用による長期的な炭素固定等、異常気象の原因の一部と考えられている地球温暖化の抑制に努める必要がある。

このため、ゼロカーボン北海道の取組に寄与することを目的に、過去に治山事業で整備した木製施設の現状把握や、現地条件に即した耐用年数等の検証を行うとともに、新たな分野での木材利用について検討・試行の上、平成 29 年に治山課が発出した「木製治山構造物設計等指針」をバージョンアップし、治山事業における木材利用を推進する。

2 取組内容

- 施設の現状把握
「設置後経過年数」「工種・工法」「現地条件」など諸条件毎に施設の現状を把握する
- 新分野での活用に向けた取組
仮設工事における木材利用など、新分野での木材利用について検討・試行する

3 取組イメージ・スケジュールなど

取組内容	R6	R7	R8	備考
既存木製施設の情報整理	→			
機能の評価及び耐用年数等の検証	→	→		
仮設における木材利用など新たな分野の開拓		→	→	新分野での木材利用について検討・試行を実施
「木製治山構造物設計等指針」のバージョンアップ			→	

担当課・係 治山課治山計画係・治山事業係（内線28-669）

治山対策におけるドローンの更なる活用

1 目的・概要等

近年、気候変動の影響等による集中豪雨の増加とともに、山地災害が激甚化・多様化しており、山地災害発生時には、現地状況の把握や緊急対応の検討など、迅速な対応が求められる。

これまで、ドローンは主に上空からの写真撮影に活用しているが、現地測量など、更なる活用へ向けての検討・検証を行い、迅速な災害対応や効率的かつ安全な治山関係業務の推進を図る。

2 取組内容

振興局治山担当職員と測量設計会社等の技術者によるワーキンググループを設置し、ドローンによる現地測量等への活用に向けた課題等について検討・検証を行う。

3 取組イメージ・スケジュールなど

【ドローンの活用イメージ】

- 山地災害等発生時の写真・動画撮影による状況把握や緊急対応の検討
- 急峻な斜面や荒廃溪流において、レーザ測量による作業の省力化や安全確保
- 治山パトロールや既設治山施設の点検業務への活用による効率化

【スケジュール】

取組内容	R6	R7	R8 以降
活用の方向性、検証方法の整理 必要な機器、アプリ等の検討 現地試行・検証	→		<ul style="list-style-type: none"> 迅速な災害対応 効率的かつ安全な治山関係業務の推進
計画調査業務等における試行・検証 治山事業計画調査、基準等の改正		→	

担当課・係 治山課治山計画係・治山事業係（内線28-663）

防風保安林の整備推進に向けた整備手法の検討、普及

1 目的・概要等

防風保安林において、従来から実施してきた風速緩和による防風効果の検証等に加え、防風保安林の生物多様性を調査し環境保全に寄与する整備手法を検証する。また、その成果を活用し、防風保安林の主たる所有者である市町村に対し、環境保全に配慮した防風保安林の整備手法を普及啓発することにより、防風保安林の整備を促進する。

2 防風保安林の現況

全道民有防風保安林 23,789ha の内、整備が必要な防風保安林(人工林)・・・8,915ha（令和3年度末時点）

更新が必要な林分(標伐以上、疎密度8以上)・・・	5,532ha
間伐が必要な林分(標伐未満、疎密度8以上)・・・	3,383ha

なお、防風保安林の所有者は約9割が市町村で、残り1割が個人・会社等となっている。

3 取組内容

- ◎ これまでの道総研林業試験場の研究成果に加え、森林施業が防風保安林に分布する希少な動植物へ与える影響を調査し、生物多様性の保全に効果的な整備手法を検証することにより、市町村が安心して防風保安林整備を進められるようデータを整理する。また、これまで得られた研究成果を共有するため、研修会を開催する。
- ◎ 道総研林業試験場と連携し、防風保安林の整備に関する地域課題等について調査を行い、地域事情に合わせた普及啓発活動の検討を行う。
- ◎ 防風保安林のパンフレットを活用し、森林所有者や受益者に対して引続き森林整備の必要性、防風保安林の効果について普及啓発活動を行う。

項目	●道総研林業試験場との連携 ■道主体で実施			
	H28~R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
●道総研林業試験場との連携による防風保安林の効果の更なる検証と研究成果の共有 ① 風食防止効果検証等 ② 生物多様性保全効果検証 ③ 防風保安林の効果に係る研修の実施、意見交換会の開催				
●防風保安林に関する全道調査の実施、地域事情に合わせた普及啓発活動の検討 ① 道総研と連携した地域課題の把握 ② 調査結果の分析により地域課題に合わせた普及啓発手法の検討				
■普及啓発 市町村、森林所有者→森林整備の必要性 農業関係者等（受益者）→防風保安林の効果 ●PR冊子の作成				



防風保安林の更新に向けた森林整備の普及啓発

担当課・係	治山課森林保全係（内線 28-654）
-------	---------------------

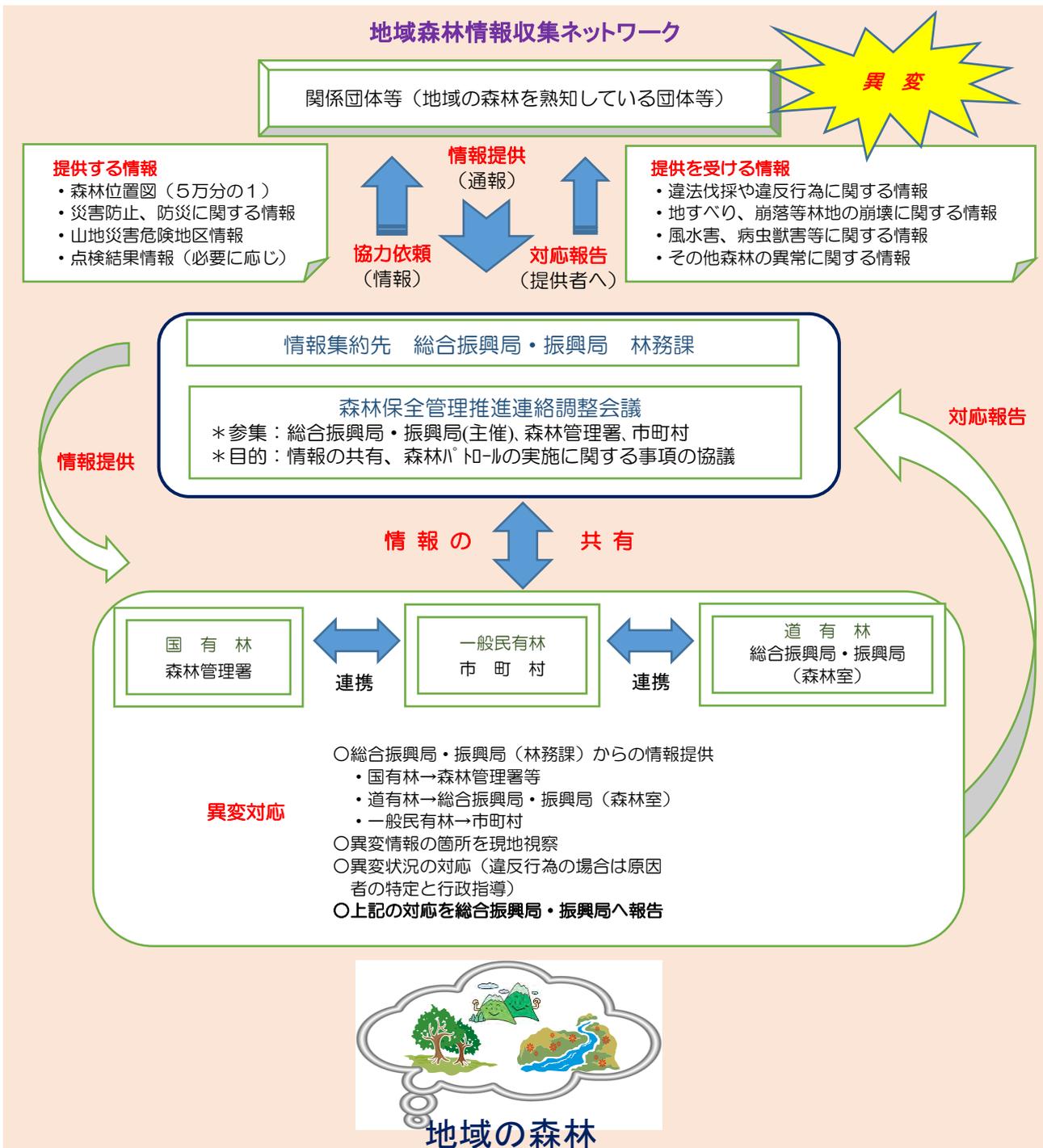
地域森林情報収集ネットワーク推進

1 目的・概要等

将来にわたる地域の森林の維持・保全に向けて、森林の異変情報を早期に把握し、適切に対応するため、関係団体等から寄せられた森林の異変情報について、各森林管理者と情報共有を図る。

2 事業内容

総合振興局・振興局が、地域の森林を熟知した関係団体等に協力依頼し、森林の異変情報があった場合に通報を受け、その情報を当該森林管理者に提供するとともに、連絡調整会議を開催し情報を共有することによって、自然災害及び違法伐採、違反行為等の早期発見や未然防止を図る。



担当課・係	治山課森林保全係（内線 28-654）
-------	---------------------

事業名	(継) 治山パトロール事業費				事業内容
区分	道単独				
予算額(千円)	国	道	その他		
R6年度	32,000	—	32,000	—	
R5年度	32,000	—	32,000	—	
目的	公共施設や道路などの重要な保全対象を有する山地災害の危険性が高い山地災害危険地区を対象に、新たな亀裂や崩壊などの状況及び治山施行地内の状況を把握し、早期に防災対策を計画し災害の未然防止に資するためパトロールを実施する。				
実施主体	北海道				
実施年度	H9～				
負担区分	道10/10				担当係 治山計画係、治山事業係(内線28-669)

事業名	(継) 地すべり調査管理費				事業内容
区分	道単独				
予算額(千円)	国	道	その他		
R6年度	2,628	—	2,628	—	
R5年度	2,628	—	2,628	—	
目的	地すべり等防止法に基づき設置した地すべり防止施設について、地すべり再活動による災害の未然防止のため、変動等の観測を行い、その機能を確認する。				
実施主体	北海道				
実施年度	S56～				
負担区分	道10/10				担当係 治山計画係、治山事業係(内線28-663)

事業名	(継) 緊急治山事業費				事業内容
区分	道単独/受託事業				
予算額(千円)	国	道	その他		
R6年度	240,620	160,413	80,207	—	
R5年度	382,398	254,932	127,466	—	
目的	災害により新たに発生した荒廃地等において、再度災害の防止のため、緊急に復旧整備を行う。				
実施主体	北海道				
実施年度	S37～				
負担区分	別記				担当係 治山計画係、治山事業係(内線28-669)

事業区分	負担区分
○災害関連緊急治山事業 森林法第41条に規定する保安施設事業で災害により新たに、又は拡大した荒廃山地等について、復旧整備を当該災害発生年に緊急に行う。	国 2/3 道 1/3
○災害関連緊急地すべり防止事業 地すべり等防止法第3条の規定により指定された林野庁所管に係る地すべり防止区域内において、災害により新たに、又は拡大した地すべり地について復旧整備を当該発生年に緊急に行う。	溪流 国 2/3 道 1/3 山腹 国 1/2 道 1/2

事業名	(継) 治山施設災害復旧事業費(現年災)				事業内容
区分	非公共(補助金)				
予算額(千円)	国	道	その他		
R6年度	15,843	12,674	3,169	—	
R5年度	22,143	17,714	4,429	—	
目的	異常な自然現象により被災した治山施設を原形に復旧し、従前の効力を得るために必要な施設を整備する。				
実施主体	北海道				
実施年度	S27～				
負担区分	別記				担当係 治山計画係、治山事業係(内線28-669)

事業区分	負担区分
○林地荒廃防止等施設災害復旧事業 地方公共団体等が法令により維持管理している林地荒廃防止施設等(治山施設)が豪雨等の異常な天然現象により被災した場合、当該被災施設の機能復元のために必要な施設を設ける等の事業を行う。	国 4/5 道 1/5

事業名	(継)保安林整備管理事業費				事業内容	
区分	非公共(国委託、補助金)、道単独					
予算額(千円)	国	道	その他			
R6年度	44,860	39,541	5,319	—		
R5年度	47,907	42,588	5,319	—		
目的	民有保安林の機能の充実と適正かつ円滑な管理を図るため、保安林の指定及び解除、指定施業要件の変更、伐採及び作業許可の処理、標識の設置、台帳の整備、保安林損失補償金の支払い等を実施する。					
実施主体	北海道					
実施年度	S29～					
負担区分	別記				担当係	森林保全係(内線28-654)
					事業区分	負担区分
					○保安林整備事業委託費 重要流域1～3号指定・解除及び指定施業要件変更調査等	国 10/10
					○保安林整備事業費等補助金 重要流域1～3号以外の指定・解除及び指定施業要件変更調査等	国 1/2 道 1/2
					○保安林管理事業費 伐採及び作業許可の処理、標識の設置、台帳の整備等	道 10/10

事業名	(継)森林総合保全管理事業費				事業内容	
区分	公共(交付金)、道単独					
予算額(千円)	国	道	その他			
R6年度	1,087	394	693	—		
R5年度	1,087	394	693	—		
目的	道が実施する森林パトロール及び道が認定する森林保全推進員による森林パトロールにより、林野火災、林産物の盗採、無許可の開発行為等による森林被害の未然防止を図る。 また、山村地域に居住する林業従事者等が適時適切に警戒避難行動をとれるよう、山地災害危険地区等の情報を共有する。					
実施主体	北海道					
実施年度	S49～					
負担区分	別記				担当係	森林保全係(内線28-654)、治山事業係(28-669)
					事業区分	負担区分
					○森林保全管理推進事業	
					・森林パトロール計画の策定 森林保全管理推進連絡調整会議を開催し、森林パトロール計画を策定する	国 1/2 道 1/2
					・森林パトロール実施 職員による森林パトロールの実施	道 10/10
					・森林保全推進員の養成 道が認定する森林保全推進員の養成を行う。	国 1/2 道 1/2
					○山地防災情報共有体制整備事業	
					・山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備 山地災害危険地区看板の設置	国 1/2 道 1/2

事業名	(継)林地開発行為等施行費				事業内容	
区分	道単独					
予算額(千円)	国	道	その他			
R6年度	1,526	—	1,526	—		
R5年度	1,526	—	1,526	—		
目的	地域森林計画の対象民有林において、森林が有している土砂の流出防止・崩壊等の災害防止、水害防止、水源かん養、環境の保全など公益的な機能の確保のために無秩序な開発を規制し、森林の土地が適正に利用されるよう開発行為の審査、許可、指導監督等を行う。					
実施主体	北海道					
実施年度	S49～					
負担区分	道10/10				担当係	森林保全係(内線28-681)
					○開発許可審査業務	
					・調査業務	
					・審査業務	
					・通知業務	
					○開発行為の監督	
					・開発行為の施行状況調査	
					・開発行為の完了検査等	
					・違反行為の有無及び違反行為に対する措置	

